

鳥栖市子ども・子育て会議

第1回会議資料

平成25年12月3日

鳥 栖 市

目 次

1. 子ども・子育て会議について.....	1
(1) 子ども・子育て会議の役割.....	1
(2) 子ども・子育て会議のスケジュール.....	1
2. 子ども・子育て支援事業計画策定の趣旨.....	2
(1) 子育てをめぐる現状と課題.....	2
(2) 子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント.....	2
(3) 子ども・子育て支援法の概要.....	3
3. ニーズ調査等作業内容.....	5
(1) ニーズ調査.....	5
(2) ニーズ調査以外の現状分析作業.....	7
(3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込量の算出.....	7
4. スケジュール（平成25年度）.....	8

1. 子ども・子育て会議について

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、市町村において設置するものです。

(1) 子ども・子育て会議の役割

次の4つの事項を審議いたします。

- 1) 認定こども園（幼稚園・保育所連携型）、幼稚園、保育所の利用定員を定めること。
（法第77条第1項第1号）
- 2) 小規模保育（定員6人～19人）、家庭的保育（保育ママ定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育の利用定員を定めること。（同項第2号）
- 3) 鳥栖市子ども・子育て支援事業計画を策定すること。（同項第3号）
- 4) 鳥栖市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況を調査審議すること。（同項第4号）

(2) 子ども・子育て会議のスケジュール

■子ども・子育て会議のスケジュール（案）

<平成25年度>

回数	開催時期	内 容
第1回	平成25年12月3日	・委員委嘱状交付 ・会長、副会長選任 ・子ども・子育て支援新制度について ・鳥栖市子ども・子育て支援事業計画の策定について
第2回	平成26年1月下旬	・ニーズ調査結果について ・教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の現状把握・課題整理
第3回	平成26年2月	・事業量の見込の検討 ・報告書の検討

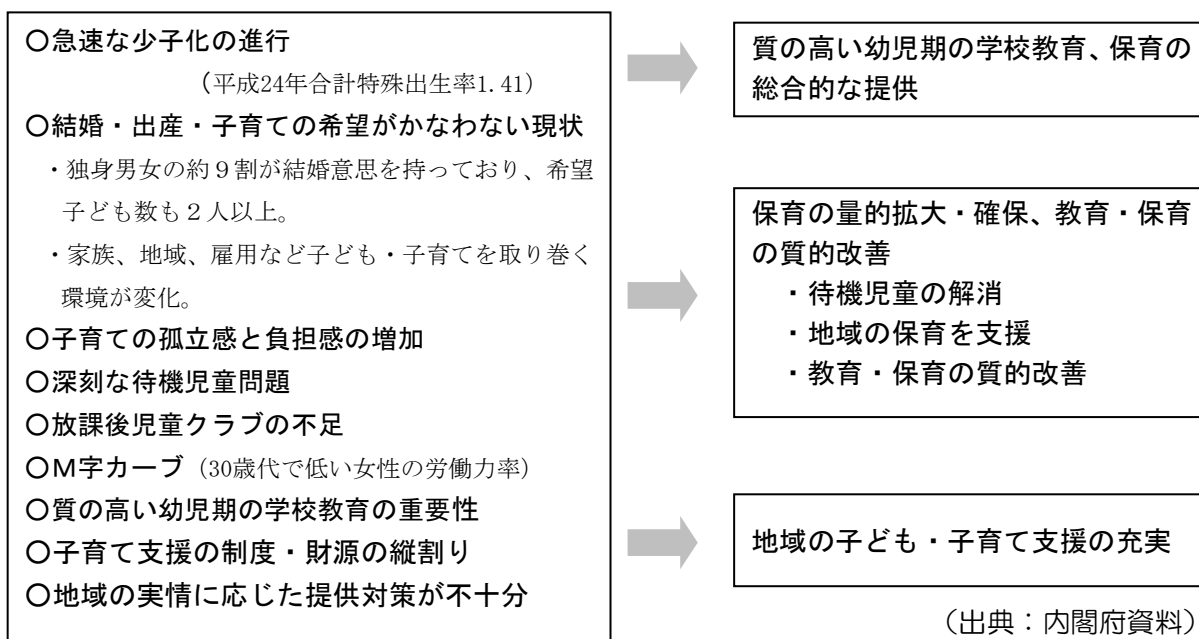
<平成26年度>

第4回	平成26年5月	・事業計画骨子案の検討
第5回	平成26年7月	・事業計画案の検討 8月頃 見込量、確保方策を県へ報告
第6回	平成26年9月	・事業計画案の検討 11月頃 パブリックコメント実施
第7回	平成27年2月	・計画案の確定

2. 子ども・子育て支援事業計画策定の趣旨

(1) 子育てをめぐる現状と課題

子育てをめぐる現状と課題について、次のように整理できます。



(2) 子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイントは次のように整理できます。(出典：内閣府資料)

① 3法の趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

② 認定こども園法の改正

○認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを行う
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

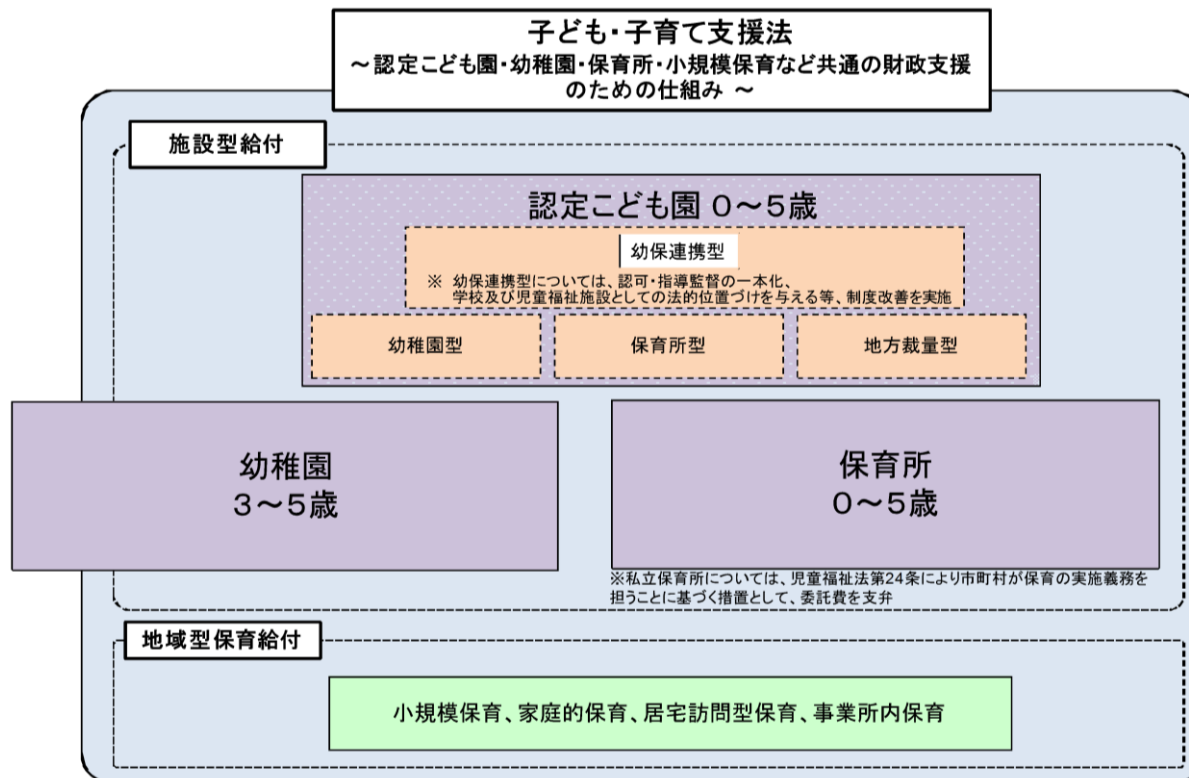
(3) 子ども・子育て支援法の概要

子ども・子育て支援法の概要を下図に示します。

1) 子ども・子育て支援法の概要

趣旨：	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずる。
概要：	
(1) 総則	◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業者・国民の責務）、定義規定 【第1条～第7条】
(2) 子ども・子育て支援給付	◆ 子どものための現金給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。） 【第8条～第10条】 ◆ 子どものための教育・保育給付（支給認定（要保育認定等）、施設型給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担） 【第11条～第30条】
(3) 給付対象施設・事業者（施設型給付：認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育給付：家庭的保育・小規模保育等）	◆ 施設・事業者の確認手続、基準、責務、確認の取消し、業務管理体制の整備、指導監督 【第31条～第41条、第43条～第53条、第55条～第57条】 ◆ 施設・事業者に対し、利用を希望する子どもの利用についての市町村のあっせん及び要請 【第42条、第54条】 ◆ 施設・事業者に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等 【第58条】
(4) 地域子ども・子育て支援事業	◆ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診等 【第59条】
(5) 子ども・子育て支援事業計画	◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定 【第60条～第64条】
(6) 費用等	◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業者提出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める)
(7) 子ども・子育て会議等	◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営、市町村等の合議制機関の設置努力義務等 【第65条～第71条】 ◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営、市町村等の合議制機関の設置努力義務等 【第72条～第77条】
(8) 雑則	【第78条～第82条】
(9) 罰則	【第83条～第87条】
(10) 附則	◆ 幼稚園教諭・保育士等の処遇改善・人材育成の検討、行政組織の在り方の検討、次世代育成支援対策推進法延長の検討、安定財源の確保、私立保育所への委託費の支払 等 【附則第2条、第3条、第6条】

出典：子ども・子育て関連3法について（平成25年4月）内閣府・文部科学省・厚生労働省



2) 子ども・子育て支援法に基づく支援給付及び子育て支援事業

<p>子ども・子育て支援給付</p> <p>■施設型給付</p> <ul style="list-style-type: none">・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 <p>■地域型保育給付</p> <ul style="list-style-type: none">・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 <p>■児童手当</p>	<p>地域子ども・子育て支援事業</p> <ol style="list-style-type: none">① 利用者支援② 地域子育て支援拠点事業③ 妊婦健診④ 乳児家庭全戸訪問事業⑤ 養育支援訪問事業⑥ 子育て短期支援事業⑦ ファミリー・サポート・センター事業⑧ 一時預かり⑨ 延長保育事業⑩ 病児・病後児保育事業⑪ 放課後児童クラブ 他
---	---

3) 子ども・子育て支援事業計画の内容

国の子ども・子育て支援事業計画作成指針を次に示します。

<p>子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none">○すべての市町村、都道府県は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて事業計画を作成。○市町村は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況＋利用希望を踏まえて計画を作成。○計画作成段階において市町村間の調整、一定期間ごと(例えば四半期ごと)に市町村と都道府県の協議・調整。

【必須記載事項】

<ol style="list-style-type: none">① 教育・保育提供区域の設定② 幼児期の学校教育・保育<ol style="list-style-type: none">1. 量の見込み2. 提供体制の確保及びその実施時期③ 地域子ども・子育て支援事業<ol style="list-style-type: none">1. 量の見込み2. 提供体制の確保及びその実施時期④ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保<ol style="list-style-type: none">1. 認定こども園設置数、設置時期2. 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策3. 幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続の取組の推進4. 保幼小連携の取り組み等
--

【任意記載事項】

<ol style="list-style-type: none">① 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保② 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携<ol style="list-style-type: none">1. 児童虐待防止対策の充実2. ひとり親家庭の自立支援の推進3. 障がい等の子どもへの施策の充実③ 職業生活と家庭生活の両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
--

4) 子ども・子育て支援事業計画の計画期間

子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、法第61条に5年を1期とするとされており、平成27年度から平成31年度を計画期間とします。

3. ニーズ調査等作業内容

(1) ニーズ調査

1) ニーズ調査の実施

- ・市内就学前児童の保護者（1, 200名）、小学生の保護者（300名）を対象とした子育て支援に関するニーズ調査を実施。
- ・調査票では、保護者の状況、対象となる施設型給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業の利用の現状と利用希望を尋ねます。
- ・就学前児童と小学生によって異なる調査項目は下表のようにし、項目の設定は次ページのようにします。（国が示すひな形を基に作成）

■調査票の概要

対象者 [対象者数]	調査票の特色
① 就学前児童保護者 [約 1, 200 世帯]	<ul style="list-style-type: none">・平日の定期的な教育・保育の利用状況と希望・子育て支援事業の利用状況と希望・土日・休日・長期休暇中の定期的な教育・保育事業について・病気の際の対応について・不定期の教育・保育事業・小学校就学後の放課後の過ごし方・育児休業等の取得について
② 小学生保護者 [約 300 世帯]	<ul style="list-style-type: none">・放課後の過ごし方の現状と希望・一時預かり等の利用について・育児休業等の取得について

■ ニーズ調査質問項目（対象者別比較表）

構成	基本となる質問項目	就学前児童	小学生
地域	住まいの地域（小学校区）	○	○
属性データ	子の生年月日、きょうだいの数、末子の年齢	○	○
	回答者の配偶関係、同居家族、子育てする人	○	○
子どもの環境	子育てに関わっている人	○	○
	子育てに影響する環境	○	○
	子どもをみてもらえる親族・知人の有無	○	○
	祖父母などにみてもらっている状況	○	○
	友人・知人にみてもらっている状況	○	○
	気軽に相談できる人の有無、相談先	○	○
保護者の就労状況	母親の就労状況	○	○
	父親の就労状況	○	○
	母親の就労日数・就労時間	○	○
	父親の就労日数・就労時間	○	○
平日の定期的な教育・保育事業	母親の就労希望	○	○
	父親の就労希望	○	○
	母親の希望する就労日数・就労時間	○	○
	父親の希望する就労日数・就労時間	○	○
平日の定期的な教育・保育事業	幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育事業」の利用の有無	○	—
	利用している事業（認定こども園・幼稚園・預かり保育・認可保育所等）	○	—
	現在の利用日数・利用時間、希望する利用日数・利用時間	○	—
	利用を希望する事業（認定こども園・幼稚園・預かり保育・認可保育所等）	○	—
地域の子育て支援事業の利用状況	地域子育て支援拠点施設（地域子育て支援センター）の利用の有無	○	—
	地域子育て支援拠点施設の利用回数、利用希望回数	○	—
	地域の子育て支援事業の認知・利用の有無・利用希望の有無	○	—
土日等の定期的な教育・保育事業	土・日・祝日の幼稚園・保育所等の利用の希望時間	○	—
	利用の理由	○	—
	幼稚園利用者の夏休み等の教育・保育事業の利用希望の有無・利用時間帯	○	—
病気の際の教育・保育事業	保護者が病気で教育・保育の事業が利用できなかった経験の有無	○	—
	利用できなかった場合の対処方法	○	—
	病児・病後児保育の利用希望、希望日数	○	—
	病児・病後児保育を利用したくない理由	○	—
不定期の教育・保育事業等	できれば父母が休んで看たいか、看たい日数、看ることが非常に難しい理由	○	—
	不定期に利用している事業（一時預かり・預かり保育等）の利用状況	○	○
	同事業を利用していない理由	○	○
	同事業を利用したい日数	○	○
放課後の過ごし方	保護者の用事で泊りがけで家族以外に見てもらった日数、困難度	○	○
	放課後の過ごし方と放課後児童クラブの等の利用日数	○	○
	放課後の過ごし方の希望と利用希望	○	○
育児休業等の取得	学童保育の夏休み等における利用希望	○	○
	育児休業の取得の有無、取得していない理由	○	○
	職場復帰の有無、時期、育児休業の利用希望月数	○	○
	希望より早く職場復帰した理由、遅く職場復帰した理由	○	○
	短時間勤務制度の利用の有無、利用しなかった理由	○	○
自由意見	現在育児休業中の人で、1歳になるまで利用したいか	○	○
	教育・保育環境に関する自由意見	○	○

2) 配布・回収方法

- ・調査票の配布・回収は、次のようにします。

○配布（平成25年12月5日郵送発送）

就学前児童保護者用、小学生保護者用とも、郵送により配布します。

○回収（平成25年12月19日投函期限）

就学前児童保護者用、小学生保護者用とも、郵送により回収します。

3) 集計・分析

- ・子ども・子育て支援事業計画策定において活用できるように単純集計、クロス集計を行います。
- ・就労の有無、家族構成等の特性による施設型給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業のニーズが把握できるように分析を行います。

(2) ニーズ調査以外の現状分析作業

1) 基礎統計データ収集整理分析

- ・人口、世帯数等の動態や教育・保育施設の利用実績、その他子ども子育て関連施策への進捗状況等に係る基礎統計データの収集分析を行います。

2) 教育・保育施設等供給意向調査

- ・市内の教育・保育事業者等（私市立保育園、幼稚園及び認可外保育施設等）に対しFAXによるアンケート調査等を行い、現況・課題・新制度に対する意向等の把握・分析を行います。

(3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込み量の算出

- ・ニーズ調査を基に、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出を行います。

4. スケジュール（平成 25 年度）

作業項目	平成25年度				
	11月	12月	1月	2月	3月
(1) ニーズ調査					
1) 調査票の作成	■■■■■				
2) 調査票等の印刷		■■■			
3) 調査票の発送・回収					
① 封入・封緘・発送		■■■■■			
発送 5 日（予定）					
② 回収		■■■■■			
投函締め切り 19 日（予定）					
4) データ入力		■■■■■			
5) 集計・分析（単純集計）			■■■■■		
6) 分析（クロス集計）・報告書作成				■■■■■	■■■■■
分析・報告書作成					
(2) ニーズ調査以外の現状分析作業					
1) 基礎統計データ収集整理分析		■■■■■			
2) 教育・保育施設等供給意向調査					
① 調査票作成・FAX送信		■■■■■			
② 回収・分析			■■■■■		
(3) 量の見込みの検討					
1) 将来の児童人口の推計			■■■■■		
2) 教育・保育の量の見込み				■■■■■	
(4) 鳥栖市子ども・子育て会議					
開催月案		①		②	③
報告書印刷					■■■■■
国への報告			ニーズ調査結果		量の見込み